令 和 ８ 年 度 第 ２ 回

多摩市国民健康保険運営協議会

令和８年８月２７日（木）午後１時３０分

多 摩 市 役 所 東 庁 舎 会 議 室

１.開催日　　令和８年８月２７日（木）

２.会　場　　多摩市役所東庁舎会議室

３.出席者

被保険者代表委員	天野眞由美、三浦洋輔、山村正広
保険医・薬剤師代表委員	寺田武司
公益代表委員	舟木素子、下井直毅、鬼丸朋子、小林久美
被用者保険代表委員	中垣　一、紙田英明
事務局	保健医療政策担当部長　本多剛史
	保険年金課長　定石倫彦
	市民経済部納税課長　渡邊淳二
	納税課収納管理担当　荒川信孝
	保健事業係長　大友裕恵
	国保担当　五十嵐光
	国保担当　田邉恭章
	国保担当　吉田香乃

○下井会長　では、時間になりましたので、令和８年度の第２回多摩市国民健康保険運営協議会を開催したいと思います。皆さん、よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、会議を傍聴される方はいらっしゃいますか。

○田邉国保担当　１名いらっしゃいます。

○下井会長　そうですか。

皆さん、よろしいでしょうか。では、お願いいたします。

（傍聴者入室）

○下井会長　それでは、出席状況報告を事務局、お願いいたします。

○田邉国保担当　まず、峯村委員、橋本委員、辻野委員と林委員から欠席の連絡が入っております。そして、リモート参加で小林委員、寺田委員が参加になります。

以上です。

○下井会長　ありがとうございます。

今回の議事録署名委員ですけれども、紙田委員と中垣委員、お願いいたします。

では、配付資料を確認したいと思います。机上配付について、事務局、御説明をお願いいたします。

○田邉国保担当　それでは、机上に配付いたしました資料の確認をお願いいたします。まず次第、そして資料１、令和７年度多摩市国保運営方針取組結果について、続きまして、資料２の第３期多摩市国民健康保険データヘルス計画中間見直しについて（方針）、最後に資料３、令和７年度答申の付帯意見にかかる検討状況について（報告）です。不足するものがありましたらお申し出ください。

○下井会長　皆さん、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ぜひ御質問とか御意見とかがありましたら、積極的にお願いいたします。

では、本日の予定について、事務局より御説明をお願いいたします。

○田邉国保担当　報告事項として、まず初めに、令和７年度多摩市国保運営方針取組結果についてお示しいたします。次に、第３期多摩市国民健康保険データヘルス計画見直しについて報告いたします。続きまして、その他事項として、令和７年度答申の付帯意見にかかる検討状況について（報告）について報告させていただきます。

以上です。

○下井会長　ありがとうございます。

それでは早速、資料１からということで、令和７年度多摩市国民健康保険運営方針取組結

果ということで、これは定石課長でしょうか。お願いいたします。

○定石保険年金課長　保険年金課長の定石です。よろしくお願いします。

では、資料１、多摩市国民健康保険運営方針取組結果という資料を御覧いただきながら、御説明させていただきます。御説明は、２ページから３ページの多摩市の国民健康保険の状況、それから４ページ以降の運営方針の取組結果、一応２段構えで書かれているんですけれども、説明は一括で説明させていただきます。

では、まず表紙をめくりまして、２ページ目を御覧ください。これまでも御説明してきていますが、団塊の世代が後期に移行したとか、令和６年度に実施された社会保険の適用拡大であるとか、そういったものの影響で国保を抜ける方がいる一方で社保が拡大したことで、入ってくる人がなかなか増えていかないので、こちらは減少傾向という形で、そこに書いてありますとおり、４．１２％の減少で、被保険者数は２万６，５１５人ということで、徐々に減っているような状況でございます。

次に、イの被保険者の年齢構成・加入割合というところを御覧ください。ここを見ていただくと、もちろん全体として減っているところは間違いないのですが、特にこれで見ると、６５歳から７４歳のいわゆる高齢者の世代のところの令和７年度、令和６年度のところの一番右側の加入率（％）というところについては、一番上の６５歳の加入率が５ポイント以上減少しているということで、この辺がとても減っているところかなとなります。もちろん抜けていくというところもあるのですが、６５歳以上の高齢者の加入率が減っているというのは、これも推定ではありますけれども、社保に加入したままという形かと思いますので、いわゆる６５歳で定年でお仕事を辞めて国保に入るという方が徐々に少なくなっているのではないかと想定しています。

次に（２）の医療費の動向になります。医療費としては、そこに書いているとおり、１％に満たないぐらいのごく微減という感じになっておりますけれども、一方で、先ほどの一番最初の御説明のとおり、被保険者の方は４％以上減っているという形になりますので、次のページの一番上のところで、一人当たりの医療費の状況としては、一人当たりは増えているという形になっております。

続きまして、次が（３）財政の状況になります。アの収支のところで、今までは全体の表だけ載せていたんですけれども、何となくそれだけだと分からないかなというところもありまして、もう少し細かく掲載するようにさせていただいています。こちらは、表の下にある結果のところにもありますけれども、歳入としては主に大きく変わっているのが保険税

のところです。ここが１億円以上増えていて、４％弱の増収という形になっております。

また、ここで見るものとしては、ほかには、一般会計の繰入金うち法定外繰入金というところで、ここが繰入金全体としても１２．９％、それよりも一番目を引くのは、その下のうち法定外繰入金というところで、昨年１２億７，０００万円余りだったものが、１２億円どころか１０億円も切って９億４，５００万円ということで、率にすると４分の１ぐらい減ってしまって２５％減みたいな形で、かなり減少しているというところが見えるかと思います。

逆に、歳出に移りたいと思いますが、保険給付費のほうは１％も変わらず９３億円余り。一方で事業費の納付金が大きく変わりまして、５．９％減の４３億５，０００万円余りということで、昨年の４６億円からはかなり減っているという形になっております。

こちらの納付金が下がっている要因といたしましては、東京都に確認させていただいたところ、納付金なので、東京都全体では医療費が減少しているのでという御説明をいただいております。先ほど２ページ目の下で御説明したとおり、多摩市の医療給付費そのものはほとんど減少していないんですけれども、東京都全体としては減少しているということなので、納付金が下がりましたよということで、東京都の担当者の方から御説明をいただいております。ただ、このような状態がこれからもずっと継続するわけではないとは思われますし、今後、保険料の東京都内統一があるところでは、今後も歳出削減とか、あとは保険税率の改定が必要ないとかという話になるわけではないというところに注意が必要かなと考えております。

次へ行きまして、４ページです。運営方針取組結果のところになります。

まず（１）の財政健全化に向けた方針というところになります。先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、真ん中の表の下の数字のこの表、一人当たり法定外繰入金ということで、全体としては、先ほど申し上げた１２億７，０００万円から１０億円を切って９億４，５００万円余りということで、かなり下がっているという形になります。ですので、割り算の結果ではあるんですけれども、被保険者一人当たりの法定外繰入金もぐっと下がっている形になります。

ただ、これが下がっているのは、先ほど申し上げた東京都全体で医療費が下がっていることに基づくので、その下にあります２６市平均被保険者一人当たり繰入金も同様に下がっておりまして、令和６年から令和７年については、一番下の多摩市の２６市中の順位という形になりますが、１４位と変わらず、２６市中１４位ですので、本当にど真ん中ぐらいに位

置しております。引き続き、赤字繰入削減の努力は継続していく必要があるかなと考えております。

次のページのイの保険料です。これも、令和７、６、５年とやって、法定外繰入の割合が昨年の８．６２％から６．５５％に減っているというところは、先ほど説明した、納付金が減ったことによって繰入額も少なくて済むようになったので、減ったことは大変よいことなんですけれども、手放しでは喜べないかなと思います。

次に、５ページ真ん中の（２）データヘルス計画に基づく保健事業の実施というところになります。結果の数字については、一部、前回の運営協議会でデータヘルスの関係で報告したところもありますが、５ページに表が２つありますが、特定健診の診査受診率と特定保健指導の終了率ということで、こちらの表になりますが、これは多摩市が一番右なので、見ていただくと、令和５年度と令和６年度で、令和７年度は比較できないんですけれども、比較させていただくと、数字としては令和５年度より令和６年度がちょっと下がっているということで、ここは結果ではあるんですけれども、今後、何かしらの改善が必要ということになると思います。

前回の運営協議会でデータヘルス計画の報告をさせていただいたところとか、あと、この資料の結果にもあるんですけれども、すみません、ページをめくっていただいて、６ページの上のところになります。健診受診率は、今６０代とか７０代とか、比較的高い年齢の世代の受診率は高いんですけれども、５０代以下の受診率は低い状態にあります。６０代、７０代の方は今後１０年とかたっていくと順次後期高齢者に移行することになるかと思いますが、一方で５０代以下の方は、今後、例えば１０年たったら６０代になりますが、年齢が上がっても受診率が高くなっていかない傾向が見えるようなので、結果として今受診率は上がらない傾向で、頑張っても維持がいいところ、ちょっと下がっているといった感じの傾向にございます。今後、そこにありますが、受診率の低い層に何らか働きかけていくことが検討課題だと考えております。

以下、糖尿病の重症化予防だとか、健診異常値放置者の受診勧奨のところとかという数字は、以前データヘルス計画のところでお話ししたことと重複するところもあるかと思いますので、すみません、ここは割愛させていただいて、次へ進ませていただきたいと思います。

次、７ページになります。（３）の医療費の適正化です。こちらは、レセプトの点検の実施ということで、財政効果額の目標を内容点検のものと資格点検のものと２つ用意させていただいています。

結果のところは、昨年度の報告にも同様の記載をさせていただいているんですけれども、令和６年度に、内容点検と資格点検とあるものの、集計の項目の対象が変更になってしまったというところがありまして、単純比較はできないなという状況で、なかなか分析が難しいということになっております。なので、令和７年度については、今、東京都とか３０市町村の平均とかというところがまだ公表されていないので、他市比較とか東京都平均比較といったところができないので、現時点では何とも言えないというところがありますが、であれば、では内容点検と資格点検とを足し算してみて、そうしたらどうなるかなということはやってみたんですけれども、多摩市としては、令和６年度から令和７年度については、財政効果額は若干ですが減少しているというところもありますので、その辺は他市の数値とか、そういったものが公表され次第、対策について検討していく必要があるのかなとは考えております。

その下、療養費の支給のイのところになります。支給申請書の点検については、件数は７００にいって、９００にいって、８００なので、送付件数としては多少なりとも上下しながら、申請書の返戻件数は大体４００台で、同じぐらいの返戻率が続いているという形になっております。

それから、次のページに参りまして、ウ、資格喪失後受診への対応、それからその次のエの第三者行為に係る求償というところです。これは、もちろん表のとおりではあるんですけれども、適正な保険給付のために、国保で支払う必要のないものについて返納していただいたりとかというところで、他の保険者であるとか、あとは第三者行為であれば、保険会社に払っていただいて、返してもらっているというところになります。

特にこちらについては、結果のところでつなげた以外のところでは御説明することがないので、先へ進ませていただきたいと思います。

次に、オの医療費適正化意識の向上というところです。ここは、前回のデータヘルス計画のところでも少しお話しさせていただいたかと思いますが、ジェネリック医薬品の関係でございます。令和７年度については、普及率（数量ベース）で８９％ということで、前回もお話しさせていただきましたが、もうこれ以上伸びないわけではないのかもしれませんけれども、力を入れてもそれほど大きく伸びるわけではないということから、次のページの頭のところに文章は続きますが、維持していって、これ以上下がることのないようにやっていくというところに努めてまいりたいと考えております。

それから、（４）財源の確保についてということになります。まず１つ目として、被保険

者の資格管理と適正な賦課というところになります。こちらについては、先ほどちょっと言いましたが、正しいところということでは、これは保険税の関係に関わるところもあるんですけれども、まず、国保から抜けて社会保険に入った方は、速やかに国保の喪失をしていただくことで喪失勧奨を出す、場合によっては職権で資格を喪失させてしまうという手続を踏んだところがこれぐらいありますよという形になります。

昨年度については、令和６年度は比較的、勧奨通知を何回か出して、どうしてもという方については資格喪失を職権でという形だったんですけれども、令和７年度については比較的、何回も出しても反応をいただけない方も結構いらっしゃるということもあるので、昨年度については、あまり何回も出してというよりは、出して反応のない方については速やかに職権による資格喪失を少し進めたところで、発送の通知の件数と資格の喪失件数のところが令和６年度よりもかなり変わっているという形になります。

次の丸のところは、納税通知書の不達者の調査件数ということで、こちらについては、郵便を送ったけれども戻ってきたというものを調査して、新たな住所が分かったというところで調査した完了件数ですので、この辺については個々の事案によって調べ方が変わったりとかいうところがあるので、アナログ的な感じで進める必要があるので、なかなか数字が伸びないなというところはありますが、もちろん正しい保険税の賦課には正しく郵便を送ってお知らせをすることが必要になるので、ここについては２つがゼロに近づくように頑張っていきたいという形になります。

３つ目の黒丸の所得未申告者への申告勧奨通知発送件数ということです。保険税の計算には昨年の所得が必要という形になるので、未申告の人には、申告をしてくださいという件数という形で、これだけの件数。実際のところは、送ってもなかなか反応をいただけない方もいらっしゃいますので、何度かお送りしているので、ここに今６５７件と出ていますけれども、実際に６５７人、未申告の人がいるわけではなくて、実際はもっと少ない、たしか４００人ぐらいだったかと思いますけれども、という形になっております。昨年も少し、たしかこれは私が担当のときにお話ししましたが、実際この中の半数ぐらいは外国人の方ということでお話しさせていただいた傾向はあまり変わっていないのかなというところはございます。

これは我々がどうかしたということではないのですが、今年の１月から保険税をやるシステムが変更になりまして、申告をしてくださいという通知の様式が変わったこともあるので、その辺で変わったことでもう少し簡単に申告できるかなと私などは思っているので、

そういうところでどれくらい変化があるかなということを確認しながら、変わらないのであれば、どういった検討ができるかなというところを考えていきたいなと思っております。

イの収納率向上の取組のところは、納税課長の渡邊から説明をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○渡邊市民経済部納税課長　では、よろしくお願いいたします。収納率の向上の取組につきましては、前回の会議でもお示ししたとおり、令和７年度からは、当時の組織でいきますと市民経済部納税課に私が健康福祉部副参事という兼任で徴収事務をやっていくという形でやらせていただきました。４月１日からは徴収事務を全て納税課に一本化したということになりますので、昨年度のものについては私から御報告をさせていただきます。

まず、９ページ一番下のところなんですけれども、現年分収納率の推移というところでは、令和６年度よりは若干ですが、上げさせていただきました。これはあくまでも暫定で、２６市平均は入られていないんですけれども、２６市平均よりは少し上回るぐらいのところまでは持ってきています。令和６年度は下回っていたんですけれども、何とか平均より上まで持ってこられるような形になって、令和５年度水準ぐらいにだんだん近づいてきているかなというところです。

次のページになりますと、滞納繰越分収納率の推移ということで、ここについては数年間２６市中２６位という形が続いていたんですけれども、昨年は私のほうであずからせていただいた形で、これは組織には感謝なんですけれども、今まで窓口で、市税の話をして、「国保をどうしますか」と言うと、「帰ります」と言って帰られてしまったりとか、逆に国保の相談で来ていて、「市税のほうはどうしますか」と言ったら、「市税はいいです」みたいな感じになっていたんですけれども、兼任させていただいたので、もう窓口で最初から両方の交渉ができるという状況。担当は替えなければいけなかったんですけれども、最初に出た担当が「では国保も市税も全部、税金についてはやってしまいましょうね」みたいな形でやらせていただくことができたので、滞納整理のほうはそういう部分では少し伸ばすことができまして、最下位は脱出というところでしたが、２６市、ほかの市も頑張っていたので、たしか２６位が２４位になったぐらいで、まだまだ平均には及ばないんですけれども、去年、おととしだと、この率だと断トツだったんですけれども、今回は少し順位を上げて、また上がうかがえる状態にはなってきたかなとは思っています。

その内訳ということで、一つ飛ばさせていただきます。口座振替は後ほど御説明しますが、滞納処分も結構、市税のグループと協力・連携しながらやることができましたので、そうい

う部分では、そこの数字を見ていただければ分かるんですけれども、令和５年度、令和６年度の差押件数から大体１．５倍ぐらいの処分ができるようになって、そのうちの取立の部分も金額で見ていただければ５００万円ぐらい増えていくという形で、その辺りの滞納処分も進めることができています。

ただ、ここに現れてこないのが不納欠損なんです。要は、どんなに探しても財産がないとか、あとはもう海外に転出されてしまって見つからないとかということになると、滞納処分の世界で言うと不納欠損という言葉があって、どうやっても取れないとなると、もう取れない債権ですという形で落としてしまうということをやらなければいけないんです。それが少しずつ進んできているという部分もあります。

一番多いのは外国人さんで、外国人さんはまず口座振替にはされない。そして、払うべきものだという認識がない。１年間稼ぎまくって、それに対して発生はしているんですけれども、国に帰ってしまうという循環に入る方というか、国的にいうと、そういうことがちょっと顕著な国もあるんですけれども、そういう感じで不納欠損というものもありますので、それは、ちゃんと納めていくためにいろいろな滞納処分をしなければいけないときには、ある程度、ネガティブでなくてポジティブに見切りをつけなければいけないという債権もありますので、そういうことも進めてきているという形になります。

口座振替のほうでも少し触れたんですけれども、だんだん口座振替をやっていた年代の方たちが例えば後期高齢のほうに移られていくとか、そういう部分もございますし、あとは、このところの国保制度の改正で、加入要件が少し緩和されて、どんどん社保加入とか、共済組合とか、そういう加入者が増えてきてという形で移っていかれてしまうので、口座振替でやられた方たちに国保の賦課が起きなくなってくる。そして、入ってくる人たちには口座振替をやらない外国人の人たちが増えてくるというところで、頭の悩ましいところなんですけれども、ちょっと率が下がっているので、ここは令和８年度、令和９年度に何ができるかということを検証しながら、二、三年後ぐらいには何とか下げ止まり傾向は見せたいなと、今ない知恵を絞っているところでございます。

結果として、丸のところで書かせていただいたものを今、口頭でお話しさせていただきましたが、その中でも一番下の丸です。「未納者に対して自動電話催告・ＳＭＳ催告を実施し」というところで、今まで国民健康保険税としてはなかなかできていなかった、例えば督促状を送った後に、書類を送っているので、内容を確認して御対応をお願いしますみたいな、そういう後追いの促しというものを昨年少し試験的に後半やらせていただいたという新たな

取組をさせていただいて、この結果となってございますので、この数字で我々は満足するつもりはないんですけれども、一旦は下を向かずに前を向いていけるという前提条件はできたかなと思っております。

以上です。

○定石保険年金課長　ありがとうございます。

そうしましたら、１０ページの一番下のウのところ、保険者努力支援制度等の特定財源確保ということになります。ここは去年よりは少し拡充しまして、次のページのところを見ていただきながら、今のこの文書は説明させていただきます。

保険者努力支援制度ということで、国の医療費適正化の取組ということで点数を設定して、その評価に応じて点数をつけて、その点数に応じて交付金を交付するという仕組みになっておりまして、こちらのほうは、いわゆる保険税率を上げるとかというところではなく、先ほど来、納税課長の渡邊からもありましたし、前回のいろいろな取組の話もありますが、こちらも、こういったものの加点で１点、２点でも多く取ることで交付金を頂けることで、保険税率の圧縮とか赤字繰入れの圧縮をすることで、もうちょっと別のそっちの方向から頑張っていこうというところのお話でございます。

１１ページの表のところになりまして、一番上の表で令和５年度、令和６年度、令和７年度となっておりまして、これは年度によって毎回毎回項目が結構変わるので、満点の点数がかなり大きく変わっているんですけれども、それだと分からないので、得点率は何点ぐらいかなというところも括弧書きで書いております。

全国平均と比較すると、多摩市は残念な結果でございますが、その下の丸ポツ２つ目の結果のところを逆に読みながらという感じになりますが、４３１点というのは、東京都の平均とか多摩市２６市の平均よりはよくて、東京都平均では１０位で、２６市だと７位と、真ん中よりは上のほうに行っているんですけれども、全国では１，７４１保険者中１，５１４位と、とんでもなく下のほうにいるという感じになっておりまして、数字だけ見ていてもどうしてもないというところはあるんですけれども、その下の２つについては、まず上の表は、全国平均よりは多摩市はちょっと頑張っているなというグループ分けをしたものを５つ載せさせていただいています。

一方、その下の最後の表のところについては、逆に全国平均を下回っているものはほかにもあるんですけれども、大きく下回っているものが次の４つぐらいになるのかなというところで、一覧の表にさせていただいています。

逆に上回っているものについては、確かに上回っていて、これはいいところなんだから伸ばしたいというところはあるんですが、そもそも、やっているから満点とか、そういう項目もございまして、上回っているものをさらに伸ばすというのはなかなか難しいところでございますので、逆に大きく下回っているところを１点、２点でも多くポイントを稼いで積み上げていって、もっと交付金を頑張って取ってこようというところを示すために、一覧表にさせていただいております。

このページの一番下のポツのところに説明を書かせていただいて、一応これだけお話ししていこうかなというのは、この下回っているものの一番下の適正化かつ健全な事業運営というところで、全国平均が７５点もあるのに多摩市は１１点で、東京都平均も１７点しかないんですが、ここはいわゆる赤字繰入が解消されないとなかなか点数が伸びないというところなので、ここは低いことは低いんですけれども、今後、東京都全体として、多摩市も含めてですけれども、頑張っていかないとここは伸びないかなというところがありますので、そこだけ補足させていただきます。

最後のページになります。（５）のところに、保険税率と標準保険料率の推移ということで、いつもの表なんですけれども、書かせていただいております。結果のところで２つ丸がありまして、一番最初の丸は、先ほども少しお話しした、保険税の収入が１億円以上増えているというところになります。

その理由ということで、次の丸のところで説明させていただいているんですけれども、被保険者そのものは減少しているんですけれども、１人当たりの保険税額は、平均調定額と書かせていただいていますけれども、令和６年度から令和７年度には、そこに書いてあるとおり、１０万２，５７６円が１０万９，９１５円と７％ぐらい増加しているので、被保険者加入者は減っているんですけれども、調整額というか、税の賦課額が増加しているという形になります。もちろん、納税課の収納の努力というところが大きくて伸びてはいるんですけれども、そのほかには、最後の３行ぐらいになりますが、それぞれの加入者の所得が徐々に上がっているのではないかというところになります。

もちろん税額が上がっているので所得は上がっているんですけれども、もう一つのデータとして、保険税というのは所得によって均等割の軽減が受けられるという制度がございまして、所得によって最大７割、５割とか２割という所得の軽減が世帯ごとに受けられるんですけれども、それを受けている件数が、令和６年度は９，３３６世帯が令和７年度は８，８４７世帯と５％ほど減っています。要は、軽減を受けられるような世帯が減っているという

ことは、世帯所得は上がっているかなと。一方で、保険税の賦課限度額超過世帯数というのは、所得が多かったりして、保険税というのは最大のかけられる金額が決まっているんですけれども、それを超過してしまっている世帯は、令和６年度は２６２世帯に対して令和７年度は２７４世帯ということで多少上がっているというところから見ても、加入者の所得が増加しているというところもありまして、全体として保険税の歳入を上げているという形になると理解しております。

こちらの取組方針結果については、長くなりましたが、以上となります。

○下井会長　ありがとうございます。

多摩市の国民健康保険の状況と運営方針取組結果を御説明いただきましたけれども、御質問とか御意見はございますでしょうか。

では、山村さん、お願いします。

○山村委員　数値の確認をちょっとしたいんですけれども、１ページ目の被保険者の状況の被保険者数と、それからアとイの数値が若干違うんですけれども、これはどういうことでしょうか。

○定石保険年金課長　違いますね。すみません。こちらなんですけれども、被保険者数の計算のタイミングと言ったらおかしいんですけれども、アのところについては、ここに「令和７年度平均の被保険者数は」と書いてあって、これは上の被保険者数が年度の平均で数字を取っております。一方で下のものについては年度末で取っているので、合わせればよかったんですが、合わせないまま表をつくってしまって、申し訳ございません。その違いでございます。

○下井会長　ありがとうございます。

ほかに何かありますか。三浦委員、お願いします。

○三浦委員　８ページのウとエのところ、例えば保険の返納金とか求償という、これは基本的に返納対象者に対しては全て返金してもらっているという理解ですか。例えばどれぐらい、本当はもっとあるんだけれども、これだけしか返納されていないと考えるか、もう返納対象者は全部返納されているという考え方ですか。

○定石保険年金課長　基本的には、全対象者に通知はさせていただいているので、全員に返ってきている。

○田邉国保担当　全員に返っています。

○三浦委員　全員に返ってきている。

○田邉国保担当　催告を年に３回程度させていただいて、返ってくるものもあれば、返らずに年に３回程度、催告を続けているという状況もあります。

○三浦委員　何か、この金額が頑張っている数字なのかどうかがよく分からなくて、それは第三者行為の求償もそうなんですけれども、どれくらい対象になっていて、どれくらい回収されているのかが分からなかったので、そこら辺を知りたいなと思ったんです。

○定石保険年金課長　今後、資料をつくるときには、その辺を考慮させていただきたいと思います。

○下井会長　ありがとうございます。

　ほかにありますでしょうか。お願いします。

○山村委員　１０ページの口座振替世帯の割合ですけれども、これは以前から気になっていたんですけれども、実際、国保の取得の際に口座振替を条件にするというか、そういうことはできないんでしょうか。

○定石保険年金課長　条件ですか。

○山村委員　支払いの条件。何か、どのように払ってもいいですよになっていますか。

○定石保険年金課長　縛る法律みたいなのは当然あるならもうとっくにやっているので、ただ、今その効果はとてもあるというところは間違いないので、加入時に本当であればそういった形でやってくださいねというところは、絶対ちゃんとやっていければなということは間違いないと思います。

○山村委員　特に外国人ですと、先ほどおっしゃっていたような、口座振替をしておけばそれなりには回収できるんじゃないかと思うんですけれども、単純に思えば。そういったものも、法律的に縛りはなくても自治体でできるとか、何かないでしょうかね。

○渡邊市民経済部納税課長　では、よろしいですか。本当に今、委員の御指摘のとおり、これができれば納税課としても非常にうれしいんですけれども、本当に今、定石が言ったように、縛れるところではないんですね。納付方法というのは納税義務者の選択の権利なので、できないんですけれども、例えば仙台市などは、いいか悪いかはあるんですけれども、加入申込みに来たときに何も言わずにもう決済端末を前に出すみたいな、そうすると出されると、もう有無を言わさずキャッシュカードを通して暗証番号を打ち込み始めるみたいな、ということで伸ばしているところもあります。

　ただ、それはその窓口の担当職員が、通してもらったとしたら、最後にしっかり説明をしているみたいなところの工夫などもしていたりとかするので、そういう部分でいけば、委員

の御指摘のとおり、加入時というところであれば、加入申込みをしたときに、もうその受け付けた職員が「口座振替にしませんか。あと楽ですから」みたいな形の、そこの一発目ができるかできないかは大きいかなと思うんです。

ただ、本当に悲しいんですけれども、僕らも納税者と話をしていると、口振というのが頭にない方のほうが非常に多いんですね。特に国保税は、ここ何年も、当初納税通知書に口座振替でない方には口座振替依頼用紙も同封して納税通知書を送っていただいているんですけれどもということなんですね。市税などは結構冷たいので、もう入れていないんです。したい方は御連絡くださいなんです。ところが、この令和８年度も国保は、口座振替になっていない人には依頼書まで入れて納税通知書は送っているんですけれどもという現状もあるので、悩みながらやっていかなければいけないかなとは思っています。

○山村委員　話はちょっと別ですけれども、ＮＨＫあたりは、住所変更のところにＮＨＫの変更の用紙も一緒についているという、余計な話ですけれども、似たようなことができればと思うんですけれども。

○渡邊市民経済部納税課長　そうですね。

○下井会長　これからそういった外国人の数は増えていきますし、何かそういう啓発みたいなところも含めてできるといいですね。

ほかにございますでしょうか。

すみません、６ページの上のほうにある、５０代以下の年齢層の受診率が低いということで、その後のところで、年齢が上がっても受診率が高くなっていかない状態というのは、これは実際にそういう統計があるのかというのと、その理由というのは、思い当たる理由は何かあるんですか。これは、ちょうど団塊の世代の子どもたちですよね。

○定石保険年金課長　そうですね。私がまさにそうです。

○大友保健事業係長　少ないという理由、この世代が毎年少ない理由。

○下井会長　でも、この人たちが６０代になったら、上がる可能性はありますよね。でも、それがなさそうというのは、何か根拠というか、何かあるんですか、その理由みたいなこと。５０代はちょうど仕事をばりばりやっていて行く時間がないかもしれないけれども、６０代になったら時間ができて行くかもしれないという、従来の人たちと同じようなことにはならない可能性が高いというのは……。

○大友保健事業係長　今おっしゃっていただいたように、６０代は、仕事の問題とか日中の過ごし方というところで世代の違いが出ているのかなという想像はするんですけれども、

その受けない層に対しての調査だとか、そういったところが数としてはないので、そこについては今こうという申し上げる材料が、申し訳ないんですけれども、ない状態です。

○定石保険年金課長　お仕事をしていてなかなか５０代は行けないということでは、さっきちょっとお話しした、上の世代の加入率が下がっているのが、要は６０を過ぎた定年後もお仕事をされていらっしゃる方が多いというところがあるかなと思っているので、そういうところであまり行く暇が取れるかというと、取れるだろうという話もあるんですけれども、取りにくいのかなという想像はします。

○下井会長　なるほど。

○紙田委員　すみません、質問だけ。９ページの財源の確保のところで、１つ目の黒丸ですかね、喪失勧奨通知とか職権のお話があるんですけれども、これは令和６年度から令和７年度を見ると、通知の発送、先ほどもちょっと説明があったんですけれども、これが半分で、職権が３倍近く増えている。この職権というのは、マイナンバーとか、その辺が関係しているんですか。

○定石保険年金課長　そうですね。マイナンバー連携みたいな形で、例えば会社に入って、会社がその人は社保のほうで登録しましたよとすると、うちはそこを確認することができるので、そうすると、この人はもう社保の新しい保険に入っているから、うちではないよねという確認の下にやらせていただいています。

○紙田委員　そういう形で職権でやっていらっしゃるということなんですよね。

○定石保険年金課長　もちろんです。

○紙田委員　この６１７の勧奨の通知発送は、ほとんどがそういうケースではないということ。社保に入っていて、マイナンバーを見ると分かるとか、そういう人が。

○定石保険年金課長　もちろん、逆に言うと、分かるので、通知が出せるということです。

○紙田委員　なるほど。

○定石保険年金課長　ただ、基本は、一応自主的にやっていただくのがまず前提なので、一回は出すと。

○紙田委員　まず通知を出して、例えば何回かやって、お応えいただけない方は、それで。

○定石保険年金課長　やると。

○紙田委員　職権で。

○定石保険年金課長　はい。

○紙田委員　なるほど。そういうあれなんですね。これはそのうち、令和６年から７年、８

年もだんだん増えていくという傾向なんですかね。

○定石保険年金課長　そうですね。

○紙田委員　よく分からないんですが、マイナンバーによってそういうのが大分、便利になったと言ったらおかしいですけれども。

○定石保険年金課長　分かるようになったのでということはあると思います。

○紙田委員　分かりました。

すみません、もう一つだけ。

○下井会長　お願いします。

○紙田委員　これは直接どうかと思うんですが、２ページと３ページに医療費の動向があると思うんですが、２ページでは医療費は令和７年度は１１０億円で、３ページの（３）の財政の状況で、歳出のほうで保険給付費が９３億円とあるんですけれども、実は今年から診療報酬の改定がありましたよね。たしか６月から上がっていると思うんですが、この６月分は前年対比で相当上がっているとか、今のところ何かそういう数字が、分かる範囲でいいんですけれども、分からなければ分からないでいいんですけれども、そういう数字が出ていますかね、もう。

我々被用者保険のほうは、８月の頭に数字が出ていまして、ひどいところは率で２桁以上上がっているというところもありましたので、ばらばらなんですけれども、まだ確定値が出ていないので分からないんですが、この辺はもうつかんでいらっしゃるのかどうか。といいますのは、９月ぐらいからもう来年度の予算に入ってくるので、そろそろ６、７、８あたりの医療費が、８はもうすぐ終わるんですけれども、どのようになるかというのは今みんな気にしていますので、来年のためにも、もし分かればでいいんですけれども、どうなんでしょうか。普通、６月分はいつ頃分かるんですか。

○定石保険年金課長　６月分ですと、本当に今ぐらいの時期なので、まだ検証できている段階ではないですが、今、連合会から上がってきていて。

○紙田委員　通知が来ている。

○定石保険年金課長　それでこちらで確認できる状況というところがまさに６月なんです。

○紙田委員　６月分ですから、今月ぐらいには分かるという状況ですかね。

○定石保険年金課長　そうですね。

○紙田委員　これは、医療費がかなり上がってくると、１０％にはさすがに行かないと思うんですが、相当な率は上がると思いますので、その辺でどうかなと思いましたので、分かっ

た段階で、お知らせいただきたいというのはちょっと変な言い方なんですが、検討いただければと思いますので、一応意見として。

○下井会長　ありがとうございます。

小林委員、寺田委員、何かありますか。

○寺田委員　ありがとうございます。医療費に関してということでよろしかったでしょうか。医療費は実際６月から上がっているんですか。私の体感で言うと、とても下がっているというイメージしかなくて、改定のたびに医療費削減というところで国は動いていますので、どんどん下がっていくというイメージがありまして、なので今回の改定でも下がっているのかなとは思ったんですけれども、状況とかがもし分かれば教えていただけたらうれしいなと思いました。

○下井会長　ありがとうございます。

○定石保険年金課長　真逆の……。

○下井会長　ほかに何かございますか。

１点、瑣末なことで、すみません。１１ページのところに表が３つありますけれども、一番下の表で、全国平均大きく下回っているものが４点並んでおりますけれども、これは研修とかはそうだろうとは思うんですけれども、例えば２つ目の医療費通知というところは、これは通知案内をする人が減らないと点数は高くならないということもあるんですか。医療費の通知がどうしてこんなに、発送するだけだったら平均を下回らないような気がするんですけれども、これは何か理由があるんですか。

○定石保険年金課長　ちょっとお待ちください。

○下井会長　でも、東京都平均よりは高いので、地方が高過ぎるということですか、全国平均が高いのは。

○定石保険年金課長　高過ぎるということは絶対ないので。

○中垣委員　医療費通知というのは、被保険者が任意で、下さいと言ってもらうものですか、それともこちらから送るものなんですか。

○大友保健事業係長　そうですね。希望して、申請に基づいて送るというものなんです。

○中垣委員　申請に基づいて送るんですよね。

○大友保健事業係長　はい、一斉には送っていないです。

○中垣委員　ということは、申請者が少なければ低いということになるんですか。

○大友保健事業係長　その採点基準を、申し訳ないんですが、今探しているんですが、どの

点で限定されているのかがちょっと、すみません。

○定石保険年金課長　すみません。すぐ出ないので、確認して御送付だけさせていただきたいと思います。

○下井会長　ほかに何か、ないですか。

　では、ありがとうございます。

　では次に、資料２のほうです。「第３期多摩市国民健康保険データヘルス計画の中間見直しについて（方針）」の裏表の一枚紙ですけれども、これに関して事務局から御説明をお願いいたします。

○定石保険年金課長　では、資料２です。先ほど冒頭に間違えましたが、「第３期多摩市国民健康保険データヘルス計画の中間見直しについて（方針）」ということで、資料の御説明させていただきます。

　まず上の１番のところからです。データヘルス計画は、そこにあります「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」と「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針」の２つに基づいて、多摩市国民健康保険の被保険者の健康の保持増進に資することを目的としてということで、令和６年３月に令和６年度から令和１１年度までの６か年の計画期間で計画したものを作成しております。

　計画の進捗や医療を取り巻く環境の変化に応じて必要な見直しをしていくということになっておりまして、計画の中間年、ちょうど令和８年が中間年なので、ここの中間評価と見直しを行うという形で計画にも盛り込んでおります。それを簡単に図にしたものがその２番の計画期間の表でございます。令和８年度末までに中間見直しをかけまして、後半の３年間は見直し後の計画に基づいて進めていくという形になります。

　３番、見直しの目的。３の部分になりますけれども、見直しに当たっては、これまでの取組状況や成果を検証して、より効果的な事業となるように、被保険者の心身の健康保持・増進を目的とし、生活の質の維持・向上を通じて多摩市がやっている健幸まちづくりを推進するという形になっております。

　基本的な考えは、次、４番になりますけれども、見直しに当たっての基本的な考え方ということで、（１）、（２）、（３）ということで３つ挙げさせていただいております。

　（１）で、これまでの評価からの見直しということで、限られた資源を効率的に活用して、取り組めるような見直しをする。（２）のところで、現状を踏まえて、３年前と異なる部分があれば、取り入れて見直しをする。（３）として、今後を見据えた見直しということで、

被保険者の減少や医療費の増加が見込まれる中、疾病の重症化予防や健康寿命の延伸に資する取組を強化して、国民健康保険が持続可能となるような保健事業となるような見直しをするという形でこちらについての方針を考えました。

裏面のところに行きまして、５番の検討体制というところになります。庁内の体制というところでは、市の保険年金課だけでなくて、部内にも関係部署がありますので、そちらと調整しながら進めていきますというところ。それから、外部機関からの意見聴取ということで、この運営協議会はもちろんですけれども、医師会、歯科医会とか、薬剤師会とか、そういった関係団体に意見聴取を行うほかに、国保連などにも助言をいただくとか、そういったところで検討を行う体制という形にしていきたいと考えております。

短くて簡単なんですけれども、以上となります。

○下井会長　ありがとうございます。

この資料に関して、何か御意見、御質問。お願いいたします。

○山村委員　１ページの４の（２）にデジタル技術の活用とありますけれども、これは何か具体的な構想はありますか。

○大友保健事業係長　特定保健指導で、これまで活用できていなかったんですけれども、ＩＣＴを活用した遠隔面接の実施を今年度からしています。

○下井会長　オンラインで。

○大友保健事業係長　オンライン面接です。

○定石保険年金課長　こういう感じですね。

○下井会長　こんな感じで。

○大友保健事業係長　そうです、そうです。こういう、夏場の対策ですとか、夏場はどうしても、検診もそうですけれども、保健指導も実施率は下がるので、そういったときの対策としても有効かなと思っているんですが、今月から開始ということで、今まさに始めているところです。

○山村委員　ありがとうございます。

○下井会長　お願いします。

○三浦委員　これからの見直しに当たって、この４のところに、いろいろな対象者の特性とか、実施方法の見直しと書いてある。これは具体的に、ではどういう特性でどのような見直しをしますというのが上がってきて、中間の見直しを行うということで理解していればよろしいですか。

○定石保険年金課長　これから素案を作成させていただいて、もんでいく形で、こちらのところでもそういったものを報告させていただきますので、そちらで検討を。

○三浦委員　分かりました。

○下井会長　ほかにございますでしょうか。大丈夫ですか。

　では、最後は資料３ですね。「令和７年度答申の付帯意見にかかる検討状況について（報告)」ということで、これは納税課長で頑張っていらっしゃる渡邊課長ですかね。お願いします。

○渡邊市民経済部納税課長　では、よろしくお願いいたします。前回に引き続き、令和７年度の答申の付帯意見にかかる検討内容という形で御報告させていただきます。

　前回の会議で我々から、平成９年度に、平成８年度までは５期納付だったものが１０期に変わりましたという御報告をさせていただいたところ、その前後で徴収率がどのように変わったか分かりませんかという御意見をいただきましたので、それを中心にひもといてまいりました。

　まず１番なんですけれども、これが令和８年度における多摩市の保険税率においてのモデル世帯という形で出しているんですけれども、これを単純になんですが、５期のとき、８期のとき、１０期のときという形で当てはめたら、期別で大体このぐらいの金額、端数調整はしていませんけれども、単純に期別で割ると、例えば一番左の令和８年度の課税限度額上限でいけば、年額で１１３万円ですよ、これを５期で払うと期別で２２万６，０００円、８期だと１４万１，２５０円で、１０期だと１１万３，０００円で、期別納付額がここまで変わってきますというところになります。

　おさらいとしましては、今２６市の中では、８期が大体１７市なので、１０期は我々１市しかないので、同じ金額でも、市町村部分で２６市の半分以上の方がもし同じような金額でということになったら、期別でこのぐらいの金額を納めていただいて、徴収率は悔しいんですけれども、向こうのほうが上という感じの状態になっています。納めるイメージはこんな感じになります、期別変更額でいきますと。

　ですので、今だったら、１０期と、市町村で一番多いんだったら８期を比較していただければというのと、過去でいけば、５期から１０期に増やすと、これだけ負担が減っているはずなんだけれどもと、毎回の納付に対する負担が減っているはずだという形をちょっと念頭に置いておいて、２番を見ていただきたいんです。２番の横長の表なんですけれども、平成８年度から平成９年度の縦線が入っているところで５期から１０期に変わっています。

まずは、一番上のほうは、毎年度の現年分、滞納繰越分、総合分で率を入れて、それを５年間の平均で、要は１０期に変わる前の５期の５年間の平均、それから右側は、９年度から１０期に変わった５年分の平均という形で出させていただいているんですけれども、まず現年分の平均は１ポイント以上落ちました。それから、滞納繰越分については、３ポイント以上落ちました、１０期にしたほうが。総合の平均でいくと、７ポイント以上、１０期にしたら落ちました。

期別数は参考で、そこで５期のときは６、８、１０、１２、２月、１０期のときは６月から３月までの毎月という形で参考で入れさせていただいたんですけれども、１期別当たりの納付の負担額は減ってはいるんですけれども、徴収率で見ると、本当に落ちてしまっているという。あとは、それ以外の例えば社会情勢であったりとか、保険税率の変更とかというのもあるとは思いますけれども、納税課は大体率で追っていってしまいますので、納税課視点でいくと、率だけで見ると、あれっ、５期から１０期で毎月、毎回の負担額は減っているはずなのに、何で率が落ちているんだろうという当時の状態がこれで分かってしまったというところです。

納税課の中で、分からないまでも、ここはどうしてだろうなとひもといてはみたんですけれども、はっきり分かったのは、年金支給月以外にも支払いを求めているせいかみたいなところです。５期のときは、全てが年金支給月なんですよ、期別が。だけれども、１０期になると、年金支給月も支給月でないときも納めていかなければいけないというところでいくと、なかなか家計の先を見たとかというところが難しかったせいなのかもしれないという、それが決定的な理由ではないと思うんですけれども、納税課から見ると、違いがそこしか分からないという結果が分かりました。

次の裏面のほうに、それを踏まえて、では１０期と８期、我々は先ほども言ったように交付金を一円でも多くもらいたいのと、率を上げていきたい。５期から１０期に変わったときにこれだけ落ちているというところを少しでもというところでいけば、２６市の中では８期が大体メインなので、では１０期と８期を比較してみようということで、この裏面は事務作業の観点から入れさせてもらっています。

縦軸が時期です、６月からというところで。横軸で一番左が、１０期のときはこういうことをやっています。真ん中の８期というのが、８期になったら多分こうなるでしょう、備考としては、その差が特段、特出しがある場合はこういう形になりますよというのを書いているんですけれども、まず１０期のときは、６月に当初納税通知書を発送して、７月にもう一

回税額変更が出ているという形で、当初納税の課税作業を２回やらなければいけないという事務負担が、今の組織でいきますと定石課長のほうに生じてしまっているという形になるんです。それを８期の７月スタートにさせてもらうと、一発で決めて送れるというところでいくと、事務負担が減るのと、問合せとかにも対応できるかなというのと、時間的な余裕が出てくるかなというところで、一発で決めることができるというところです。

年を進めていくと、７期でいきますと２月に８期のものが３月のところで督促状が発送できるというところなんですけれども、８期ですと。１０期ですと、１０期の督促が、４月に１０期分督促状発送と入っているんですけれども、これはカレンダーでは、毎年カレンダーは曜日がずれるので、下手すると５月の上旬にずれ込むときもあるんですよ。大体徴収の世界でいくと、５月末までを現年分の徴収率に反映できるんですけれども、５月の頭までずれ込んでしまうと、５月中に収納確認ができないものは全部翌年の滞納分になってしまうんですね、現年分のものなんですけれども。そうすると現年の徴収率に来ないんです。そういう部分も出てくるかなというところです。

８期でそれが早めにできれば、現年の分は現年の分のうちの収納確認ができるということと、１か月早まるので、年度を切り替える前から滞納分に対しての財産調査であったりとか、いろいろな交渉とかにも入れる時間が稼げるというところのメリットは出てくるかなというところと、あとは如実に現れるのが、１０期があるときは１０回督促を出さなければいけないんですけれども、８期だと督促は８回で済む。

では、どれだけ減るのかというと、下に参考なんですけれども、大体督促状は１回このぐらいの量出ているので、１回当たり、人件費とか光熱費は抜きで、物理的なものだけですが、封筒とか納付書とかというところでいくと、そういうものを全部合わせると１回当たり約５０万円強かかっているんですよ、督促状。要は、国民健康保険税を納めていただいていない方に１回当たりこれだけの費用をかけて督促状を送らなければいけないという状態なんですね。一生懸命納めている人たちは、そういう経費もかけずに御協力いただいているんですけれども、納めてない人たちに限ってお金がかかるという状態にはなっているんですけれども、それが１回当たりこの金額。それが１０回から８回で２回減ると、２回分だけで１００万円前後ぐらい経費が削減できるということにもつながるということが、１０期と８期の業務対応比較という形で出てきています。

今年度もそうなんですけれども、昨年度から始めている自動電話催告とかＳＭＳというのも１０回打つのか８回打つのかというところでも費用が変わってきますし、逆に１回が

多少増えたところで、しっかりそれを通知もできるという形にはなりますので、１０期と８期、前回林委員からは、納めるほうの負担感もちゃんと見ていかなければいけないよねという御意見はいただいているんですけれども、そういう部分での負担感のところからいっても、５期から１０期で減っているんだけれども率は落ちているという事実もありましたし、その辺がちょっと分からない部分ではあるので、今後検討していく中では、次回からは報告だけではなくて、皆さんからも御意見をいただきながらという場面も出てくると思うんですけれども、今日までは報告がメインになってしまうんですけれども、前回いただいたものでいけばこんな感じというところになってございます。

ですので、引き続き１０期と８期、いろいろなところの自治体の情報などももう少し集めながらやっていきたいとは思っているんですけれども、ほかの自治体は８期のほうが結構２６市の中では上位の順位にいるところが非常に多いので、それを参考にして、８期というところの利点は突き詰めていきたいなとは思っております。

２点目なんですけれども、これは直球、ストレートの対策ではないんですけれども、保険税率の事務負担軽減策というところで、今ちょっと納税課で考えているのが、簡単に言うと、皆様が生命保険とか民間のものに入ると、年末調整とか確定申告の前に控除申請書類という形で圧着はがきをぺりっと剝がしたものに、今年の保険料をお支払いいただいたのが今のところはこれぐらいですよ、でも年末調整とか確定申告にすると、この分について合算して出してくださいというのが行くじゃないですか。当然、国民健康保険税も、社会保険料控除の対象にはなりますので、今の時点でいきますと、皆さん御自身で、多摩市の場合はウェブで納付額調書を申請していただいたりとか、窓口に来て申請していただいているという状態で、何らかの手間暇をちょっとかけていただいてとか、お時間とかをいただいてと、発行自体は無料なんですけれども、それなりの負担をいただいて動いてもらってはいるんですけれども、そこの税義務者の方たちの負担軽減がまず図れないかという視点。

それからプラス、実はこの納付額調書を１枚発行するのに、何ら問題がない方でも大体５分から１０分かかってしまうんです。ちょっと滞納があったりとか、期別未納があると、そのお話などをすると、大体二、三十分かかるんです。多いときだと、月に確定申告の時期の１月などになると、大体１か月に１５０から２００組ぐらい窓口に来られる。だから、毎日平均１０組ぐらい来たりとか、プラスウェブの申請があるので、そうなると窓口がぱんぱんで、お待たせしないようにすると、内部事務は全部止めて窓口対応しなければいけないということになると、人件費というところでいけば時間外、残業ですね。日中できなかったもの

は夜やらなければいけないし、積み残して翌日に送れない業務もあるので、そういう部分では人件費もかかってしまうというところなども考えた場合、生命保険の税額証明みたいな形で、もうこちらからプッシュ型で納税義務者の方に全部送ってみたら負担軽減できるんではないかと。それでわざわざ市役所に来ていただいたりとか、不慣れなパソコンを使ってのウェブ申請とかということもせずに、時期が来るのを待っていただければ届くという形でやれないかということを検討しています。

ただ、条件はいろいろありまして、年末調整に合わせてやるんであれば１０月ぐらいに発送しなければいけないかなと。でも確定申告でやるんだったら１月でもいいかなとかという形で、日本全国でもまだこれはすごく取組が少ないところなんですけれども、私どものほうで把握しているところでいくと、１月に送っているパターンばかりです。

確定申告に向けてということと、１０月に送ってしまうと、その時点でいけば７、８とかという期別のところが納期未到来の予定額という形になってしまうので、申告するときに皆さんに自分で計算していただいて申告書類を作ってもらう形になってしまうので、であれば、せめて口座振替を利用されている人は送られた金額だけでできるようにということを考えると、１月発送のほうが１２月納期分までは反映されたものでお送りすることができるかなという形で、我々も１月ではないかなと考えているんですけれども、ここを先ほどの口座振替の利用率を上げるとか、納期内納付につなげていくということであれば、口振にしていれば１２月まで反映したものがいきますよ、口振にしていないと最後のやつは反映されないので、御自身で計算してくださいとか、あとは１期分でも未納がある方には発送しませんとか、過去の部分で滞納がある人には発送しませんとかという形で、いろいろそのような我々からの働きかけができるものにすれば、口振にしておけば何もしなくていいのかねみたいな形につなげられるツールにもなるんじゃないかということで、これはなるべく早期実現したいなという思いの下に今検討しているということで、期別で金額だけではなくて、事務負担軽減と納税事務所の方の負担も減らすという内容のもので、今回こういうことも付帯意見に対して検討していますという御報告になります。

長くなりましたが、以上です。よろしくお願いいたします。

○下井会長　どうもありがとうございます。

これに関して御質問、御意見はございますでしょうか。お願いいたします。

○三浦委員　最初のところなんですけれども、９年度から１０期になることはもう決まって動いているという前提ですか。すみません。

○渡邊市民経済部納税課長　これは平成の話なんです。

○三浦委員　ああそうか、平成か。そうですね。

○下井会長　平成９年、３０年前の話です。１９９７年ですね。

○三浦委員　何で将来が出ているのかというのが分からなくて。平成の話ですね。

○渡邊市民経済部納税課長　ここで、平成８年度までは５期の納期限でやっていました。平成９年度から１０期に変わっていますという、それがあったので、前回のときに、その前後の徴収率はどうなっていましたんでしょうかねという御質問をいただいたので、それの回答になります。

○三浦委員　なるほど。平成ですね。失礼しました。

○下井会長　ちょうど平成４年は９２年だからバブルが崩壊する頃で、平成９年度は９７年だから、アジア通貨危機とかでちょっと……。

○三浦委員　これは、回数を変更するほうがいいよねと、この協議会の中で話が出たら、手続的にはどういう形になるということですか。

○渡邊市民経済部納税課長　手続的には、最終的にはそのような答申をいただいて、庁内のほうで諮って、その方向でいけば、単純に言ったら、その後議会に行って議会で議決をいただいてという形にはなると思います。一番シンプルでいけば、細かいところではいろいろ手続的にやっていかなければいけない部分はあるんですけれども、流れ的にはそんな感じになると思います。

○三浦委員　これは、どの段階でこれをこの協議会の中で話すかはあれなんですけれども、例えば、この協議会が、時期的に言うと、通常でいったら、年度明けでいくと、議会のあれとは間に合わない、翌年の議会ということですか。

○渡邊市民経済部納税課長　そのタイミングになったときには、やりたい年、例えば、分かりやすく言うと、令和１０年度からこれをスタートさせたいということになると、令和９年度の議会で議決をもらわなければいけなくなるかなということなので、協議会さん的に言うと、この時期ぐらいの協議会で、こうすべし、だから市としても検討しなさいみたいな答申をいただいて、年内にちょっと庁内でやって、それで決定をして、例えば３月議会とか、そこまでとんとん拍子に行けるかどうかは分からないんですけれども、何事もなく、川のように水が流れてくるようにできれば、そんな感じになるとは思います。

○三浦委員　もちろん、納税者のほうにあるのは、もちろん利便性とか気持ちの問題があると思う。ただ、この金額を見てしまうと、あと収納率を見ると、変えないこと自体が、何か

これだけを見ると、まずいんじゃないかと思えるんですけれども。

○渡邊市民経済部納税課長　そうですね。そちらのほうに持っていくつもりはないんですけれども、過去のところであのような付帯意見をいただいたので、過去の部分をやりながらというので、僕らの納税課としてみれば、本当に２６市の中で１０期がうちだけで、１７市が８期だったというのは愕然たる事実だったので、そこの違いはまず明らかにしていきながら、協議会の方たちにも共有していただきながら、少しずつ御意見をいただきながら進んでいければなという段階なので、正直言うと、今年、今年度で御結論をいただこうとは思っていないです。必要とされるものは御要求いただいて、極力出して、焦ってやってもしようがない話なので、しっかり考えていきたいなとは思っておりますので。

○三浦委員　だから、かなり手間をかけているなという感じで、１０回もということで、いいのかなという感じもしますけれども。

○渡邊市民経済部納税課長　そうですね。

○下井会長　お願いします。

○本多保健医療政策担当部長　やり方なんですけれども、２通りあるかなと思っていまして、一つは、こちらから諮問をして答申をいただくというやり方と、もしくはこの運営協議会からの発意ということでいただくというやり方があるのかなと思いますので、この辺は議論の熟し方で御相談させていただけたらなと思います。

○下井会長　ありがとうございます。でも、こうしたところも大切ですからね。

○三浦委員　そうですね。

○下井会長　ほかに何かございますでしょうか。

○渡邊市民経済部納税課長　最後に一つだけお伺いしたいんですけれども、先ほど言ったプッシュ型のやつなんですけれども、全然ここで最終的な御意見ということではなくて、先ほどの私の説明を聞いていただいて、皆さんは個人的に、例えば１０月の年末調整で欲しいのか、１月の確定申告の時期だったら、どっちがいいのかというのをちょっと個人的に皆さんにお伺いしたくて、皆さんはどちらのほうがいいんですかね、もらえるのであれば。

○山村委員　個人的には、１月で。

○渡邊市民経済部納税課長　確定申告で。

○三浦委員　基本的に、国民健康保険は個人事業主の方が多いと思うので、１月でいいんではないかなと思うんですけれども。

○渡邊市民経済部納税課長　確定申告で。

○中垣委員　私も確定申告、１月のほうがいいので。

○渡邊市民経済部納税課長　確定申告。分かりました。

○紙田委員　中には１２月に向けて欲しい人がいるので、その人は申し出ていただくしかないと思うので、ほとんどの方が１月だと思いますよね。

○渡邊市民経済部納税課長　そうですね。他市にもお伺いしたときも、大体確定申告の時期に送っていて、では年末調整組はというと、それはもう個人の自由だから、年末調整をやりたい人は個人で申告してもらっていますみたいなところもあったので、まずは庁内以外のところで皆さんに御意見を聞ければ、そこがスタートにできるので。どうもすみません、ありがとうございました。

○下井会長　ありがとうございました。

ほかに何か御意見、御質問はございますでしょうか。特にないですか。

ありがとうございます。

では、その他、事務局より御報告はございますでしょうか。

○田邉国保担当　次回の運営協議会ですが、令和８年１２月１７日木曜日１３時３０分を予定しております。会議が近づきましたら開催通知を送付させていただきますので、御参加よろしくお願いいたします。

○下井会長　次回は１２月になります。よろしくお願いいたします。

ほかに全体通じて何か御意見、御質問等はございますでしょうか。

では、ちょっと長くなってしまいましたけれども、どうもありがとうございました。これで閉会いたします。

午後２時５０分　閉会